

事務連絡  
令和3年4月20日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた  
テレワーク等の推進について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた職場への出勤等（テレワーク等）については、令和3年1月15日付け、2月2日付け、3月2日付け及び4月2日付けの事務連絡で御協力をお願いしたところです。

既に、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていたところ、今般、4月20日から5月11日までを期間として、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が追加されました。基本的対処方針においては、重点措置区域である都道府県では、テレワーク等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することとされています。

なお、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においても「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進」することとされていることを踏まえ、緊急事態措置を実施すべき区域及び重点措置区域以外の都道府県においても、人との接触を低減するよう取り組むことが求められています。

このことに関して、4月16日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

廃棄物処理事業者の皆様におかれましては、引き続き廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にさせていただきながら、特に重点措置区域においては、オフィス部門等の可能な範囲でのテレワークの実施や、出勤が必要な部門でもローテー

ション勤務等の実施を更に徹底することとし、その他の区域においてはこれらの取組や時差出勤、自転車通勤等を引き続き推進することによって、人との接触を低減する取組に重ねて御協力をお願いいたします。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。